

令和6年広審第23号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A一等航海士
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年6月7日01時00分

岡山県コゴチ島

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 76.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船橋前部中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔制御装置、左舷側にGPSプロッター及びレーダー2台をそれぞれ備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、船長b及びa受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、船首1.20メートル船尾3.05メートルの喫水をもって、令和5年6月6日19時15分兵庫県東播磨港を発し、広島県三ツ子島に向かった。

a受審人は、翌7日00時45分前直の航海士と船橋当直を交替し、2号レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、岡山県北木島北東方沖合を西行し、00時53分半船首方約2海里に東行する他船を認め、コゴチ島付近で行き会おうと考えて十分な船間距離をとるため右転することとし、00時54分少し前沖ノ白石灯台から072.5度（真方位、以下同じ。）1.27海里の地点で、針路を275度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、東行する他船を見ながら続航し、00時58分少し前沖ノ白石灯台から049度1,170メートルの地点に達し、手動操舵として針路を同船の船尾方に向く240度に転じたとき、コゴチ島南東岸まで780メートルとなり、その後同岸に向首して接近する状況となったが、東行する他船の動静を見ることに気をとられ、レーダーやGPSプロッターでコゴチ島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、コゴチ島南東岸に向首したまま進行し、01時00分沖ノ白石灯台から034度480メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期

にあたり、視界は良好であった。

船長bは、自室で休息中、衝撃に気付いて昇橋し、乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首部船底外板及び中央部船底外板に破口を伴う凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、コゴチ島東方沖合において、三ツ子島に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、コゴチ島南東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、コゴチ島東方沖合において、三ツ子島に向けて航行する場合、コゴチ島南東岸に乗り上げることをしないよう、レーダーやGPSプロッターでコゴチ島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、東行する他船の動静を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、コゴチ島南東岸に向首接近する状況に気付かないまま進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月18日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾